

新商品・新技術の開発等を行う市内企業の皆様を応援します！

市では、市内中小企業者等の経営革新の促進を目的に、自社の創意工夫に基づいて先駆性・革新性を有する新商品や新役務の開発等（いわゆる「新事業活動」）を行う場合に、経費の一部を助成します。

◆対象者は？

これまで1年以上の事業活動の実績があり、市内に主たる事業所を有する下記の中小企業者等

- ・ 中小企業基本法第2条第1項及び中小企業等経営強化法第2条第1項第5号に規定する中小企業者
- ・ 事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商店街振興組合 等

◆対象事業は？

本助成における「**新事業活動**」とは、**新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動**をいい、**先駆性又は革新性を有し**、かつ、当該中小企業者等の事業活動の向上に資するものとして**市の認定を受けたもの**が助成の対象になります。

なお、事業の認定にあたっては外部有識者等で構成する「中小企業新事業活動審議会」にて調査審議を行います。

◆事業の認定要件は？

- ① 事業認定の申請時点で、1年以上の事業活動の実績がある中小企業者等が行う事業であること。
- ② 新事業活動の本拠が市内にあり、助成対象期間終了後も継続的に市内で展開する事業であること。
- ③ 事業の申請時点で、既に事業化（事業の成果によって売上が生じていることをいう。以下同じ。）している事業でなく、かつ、事業化の見通しがある事業であること。
- ④ 事業化により、経営の向上が見込まれること。
- ⑤ 事業計画（目的、内容、期間、目標等）が明確であること。
- ⑥ 資金計画に確実性があること。
- ⑦ **先駆的又は革新的な取組であり**、市内の中小企業者等への波及効果が見込まれること。
- ⑧ 助成する事業として、社会通念上、適当と認められる事業であること。
- ⑨ 過去に同一事業で助成（国、県その他の機関からの助成を含む。）を受けたことがなく、かつ、今後助成を受ける見込みがない事業であること。

◆助成の対象となる経費は？

事業認定された日から1年間の、新事業活動に要する下記の経費（事業認定より前に要した経費は除く）

- ① 講師又は外部専門家に対する謝金
- ② 講師又は外部専門家に対する旅費
- ③ 会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機械借上料、借損料、雑役務費等の事業経費（フランチイズ等に係る加盟料等は除く。）
- ④ 原材料費
- ⑤ 機械装置・工具器具備品費（汎用機器は除く。）
- ⑥ 外注加工費
- ⑦ 研究開発費
- ⑧ 委託費（その事業の全てを委託するものを除く。）

◆助成金の額は？

助 成 率：助成対象経費のうち、50／100に相当する額以内

助成上限額：200万円

次のいずれかに該当する場合：300万円

県の認定を受けた経営革新計画に基づく事業、又は事業承継を契機に実施する事業

◆認定申請の方法は？

認定を受けるためには、事前相談の上「事業認定申請書」に次の書類を添付し、持参又は郵送により提出してください。

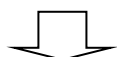
【添付書類】

- ① 全体事業計画書（別記第5号様式）
- ② 全体収支予算書（別記第6号様式）
- ③ 役員名簿又は組合員名簿
- ④ 登記簿謄本及び定款又は会則
- ⑤ 事業実施の承認を証する議事録等（写）（中小企業団体のみ）
- ⑥ 直近の事業報告書又はそれに準ずるもので市長が認めるもの
- ⑦ 見積書（写）
- ⑧ 新事業活動の内容について参考となる資料（設計図の写し、カタログの写し、写真その他参考となる資料）
- ⑨ 事業承継を契機に実施する事業にあっては、事業承継概要書（別記第7号様式）

◆事業の手続き・基本的な流れは？

【事業認定申請】

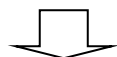
1 市による募集



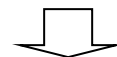
2 事前相談



3 事業認定申請書の作成、必要資料の準備



4 申請書類の提出



5 中小企業新事業活動審議会による調査審議、その結果を答申



6 事業認定

必ず事前相談にお越しください。

※事業の認定要件（**特に先駆性・革新性の有無**）について、申請書提出の前に事前の確認を行います。

申請書様式は市ホームページに掲載しています。

募集期間内に持参又は郵送（募集期間内必着）により提出してください。

審議会では、プレゼンテーションによる審査があります。

審議会での結果を踏まえ、市長が認定します。

【交付申請】事業完了前まで（年度ごと）

1.交付申請書提出



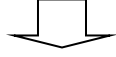
2.交付決定



3.助成金交付

【実績報告】

1.実績報告書提出



2.交付確定

申請先及び問合せ先

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1（別館5階）

電話：0178-43-9242 FAX：0178-43-2146

メール：shoko@city.hachinohe.aomori.jp